

償却資産の申告は1月31日(水)まで

■資産の種類

構築物	構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
	建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く)
機械および装置		建物の所有者以外の方が施工した造作など
		工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など
船舶		貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具		大型特殊自動車、動力運搬車、台車など
工具、器具および備品		パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務机、椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など

※申告の手引き、申告書、種類別明細書は市ホームページからダウンロードできます。

- ①耐用年数1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
- ③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内一括して均等償却するもの(一括償却資産)
- ④自動車税および軽自動車税の対象となる車両

1月12日(金)までの提出にご協力ください

申告書にはマイナンバーの記入が必要です

土地と家屋の平成30年度固定資産税と都市計画税は、平成30年1月1日現在の現況に基づき、平成30年1月1日現在の所有者に課税されます。

△平成30年1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに課税課資産税係までご連絡ください。

▽平成30年1月2日以降に家屋を取り壊した場合は、土地や家屋を売却された場合でも、平成30年度の固定資産税および都市計画税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

固定資産税・都市計画税は1月1日の現況で所有者に課税

土地と家屋の平成30年度固定資産税と都市計画税は、平成30年1月1日現在の現況に基づき、平成30年1月1日現在の所有者に課税されます。

認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添付して、家屋を新築された翌年の1月31日までに申請してください。

減額される住宅の要件、

認定長期優良住宅とは

長期にわたり良好な状態で使用するための長期使用構造等が講じられた優良な住宅であるとして、京都府知事が認定した住宅。

必要書類など、詳しくは課税課資産税係にお問い合わせください。

償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されているものが対象となります。

平成30年1月1日現在に所有されている償却資産については、平成30年度の課税対象となりますので、1月31日(水)までに申告をしていただく必要があります。

なお次の①～④は、課税対象になりません。

◆問い合わせ 課税課

防災講演会を開催します

豪雨や台風、地震等の自然災害に、どのように備えればよいのか。日頃からの防災・減災意識を高め、地域の防災力の向上を図ることを目的に、災害時の避難所をテーマに防災講演会を開催します。入場無料、申込不要ですので、ぜひご参加ください。

- ▽日時 1月13日(土) 午前10時～11時40分(午前9時30分開場)
- ▽場所 文化センター小ホール
- ▽内容 講演「～これだけは知っておきたい避難所開設・運営の秘訣～」講師・後藤至功(ゆきのり)さん(佛教大学福祉教育開発センター講師/特定非営利活動法人さくらネットワーク理事)
- ▽定員 250人

●ブロック塀の除去、生け垣設置に助成

市では、防災対策事業として住宅の周囲に設置された既存の危険なブロック塀を除去または生け垣を設置する市民の皆さんにその費用の一部を助成しています。対象など詳しくは、防災安全課へお問い合わせください。

●宝くじ助成金でトランシーバーを整備

四区自主防災隊は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しているコミュニティ助成事業(宝くじ助成金)を活用して、トランシーバー＝写真＝の整備を行いました。



◆問い合わせ 防災安全課

●木造住宅の耐震性を高めるために

木造住宅耐震診断士派遣事業および木造住宅耐震改修費助成事業の申し込み締切日(1月31日(水))が近づいています。ご希望の方はお早めにお申し込みください。

※対象となる住宅など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 都市整備課

* 戦没者遺族相談員

厚生労働大臣から委嘱され、戦没者遺族の恩給や年金・弔慰金の受給、生活上の困りごとなどの相談に応じます。

八幡市担当の相談員
安岡 賢治氏

(京田辺市田辺北里24、☎0774-62-1376)

◆問い合わせ 福祉総務課

宇治税務署からののお知らせ

平成29年分の確定申告期間は2月16日(金)から3月15日(木)まで

宇治税務署の申告会場は、2月16日(金)から開設します(閉庁日を除く)。なお、2月15日(木)以前は開設していません。

申告会場の開設時間は、午前9時から午後5時までですが、相談受付時間は午後4時までとなります。なお、申告会場の混雑状況によっては、長時間お待ちいただくことや、早め(午後3時頃)に受け付けを終了させていただく場合がありますので、ご了承ください。

☆税務署の駐車場は2月8日(木)からご利用いただけません。車でお越しの際は、臨時駐車場をご利用ください。

よび事業専従者などの本人確認書類は不要です。

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です!!

申告書にはマイナンバー(12桁の個人番号)を記載する欄を設けています。申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

また、申告書を提出する際にはマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと運転免許証等の申告者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。

申告書等は国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。

当コーナーでは、給与所得者または年金所得者向けの申告書作成画面を用意しています。初めての方でも操作がしやすい画面ですので、ぜひご利用ください。

公的年金等を受給している人へ

公的年金を受給している人で、次の①と②の両方に該当する場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受ける人は、確定申告書の提出が必要です。

ご注意ください!

所得税および復興特別所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関しては、市役所課税課市民税係にお尋ねください。

◆問い合わせ

宇治税務署(☎0774-44-4141)
自動音声案内に従って電話機を操作してください。